

関係者各位

令和7年度 高度管理医療機器等の営業所管理者等に係る 継続研修会の開催について

平素は当会の会務運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も日本薬剤師会との共催により標記研修会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。受講を希望される方は、当会ホームページの「お知らせ」にある申込フォームより「受講希望者ご自身でお申込み」くださいますようお願いいたします。

本研修会は、平成18年度より高度管理医療機器等販売業・貸与業の営業所管理者及び医療機器修理業の責任技術者は継続研修を毎年度受講することが義務付けられておりすることを申し添えます。

記

・ 主 催: 公益社団法人 日本薬剤師会／公益社団法人 東京都薬剤師会

・ 後 援: 東京都

・ 開催方法: WEBを用いたオンデマンドによる配信

・ 配信期間: 令和8年1月9日(金)～1月22日(木)

・ 受講料: クレジット決済

① 一般管理者	6,000 円
② 会員薬局の管理者	3,000 円
③ 「東京都薬剤師会認定の基準薬局」の管理者	2,000 円

(関東信越厚生局へ届け出る「施設基準届出薬局」とは異なります)

※ 複数人分の一括払込希望の場合は、必ず事前に東京都薬剤師会事務局担当者までご連絡ください。

・ 申込期間: 令和7年11月18日(火) 10:00～12月8日(月)

・ 申込方法: 東京都薬剤師会ホームページの「お知らせ」よりお申込みください。
(事前申込制)

・ 対象者:

1. 「高度管理医療機器等販売業・貸与業」の許可を受けている、高度管理医療機器等販売業・貸与業の営業所の管理者

2. 医療機器修理業の責任技術者

・ 研修の内容: 日本薬剤師会編集テキストを使用(テキスト代は受講料に含まれています)

1. 医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令

2. 医療機器の品質管理

3. 医療機器の不具合報告及び回収報告

4. 医療機器の情報提供

・ 修了証の交付:

研修会終了後、受講を確認できた方へ、事業所宛に2月下旬に発送いたします。なお、発行後の紛失等につきましては、別途再発行料金が必要になります。

・根拠法令：

1. 医薬品医療機器等法施行規則第 168 条及び第 175 条第 2 項(医療機器販売業等の営業所管理者に対する研修)
2. 医薬品医療機器等法施行規則第 194 条(医療機器修理業の責任技術者に対する研修)

◆お申込の前に必ずご確認ください！

・この研修は、高度管理医療機器等販売業等の営業所の販売管理者として、現在行政に届出されている方が対象です。一般医療機器を販売する薬局は、この研修を受講する必要はありません。お間違えのないようにお申込みください。

- ・申込者の都合により受講をキャンセルされる場合、受講料の返金はいたしません。予めご了承くださいますようお願いいたします。
- ・生涯研修認定単位(研修受講シール)の交付はありません。
- ・申込み時に複数人で同一のメールアドレスを使用いただくと、視聴案内メールが届かなくなります。お一人につき 1 つメールアドレスをご準備ください。

◆受講に関する注意事項

- ・受講申込者には、配信開始日の 2 週間ほど前に「視聴に関するご案内メールの送信」及び「テキスト等の送付」をいたします。宛先は、お申込みの際にご登録いただいたメールアドレス及びご住所となります。届きましたら内容のご確認をお願いいたします。
- ・配信したコンテンツをすべて視聴受講後、レポートを提出していただきます。視聴時間不足やレポート提出が確認できない場合等は、修了証は発行できませんのでご注意ください。
- ・視聴受講されなかった方及びレポート未提出の方への返金並びに修了証の交付はいたしませんのでご留意ください。

【問合せ先】

- ・研修会の開催内容について: 東京都薬剤師会 薬局業務課 gyoumu@toyaku.or.jp
- ・行政への手続きについて: 営業所の所在地を所管する保健所
(管理者変更等)

《個人情報保護について》 申込みの際にご登録いただいた個人情報は、継続研修関連業務以外には使用いたしません。

～受講手順～

